

信濃川水系（上流部）ダム調節機能協議会について

令和4年2月9日

北陸地方整備局 千曲川河川事務所

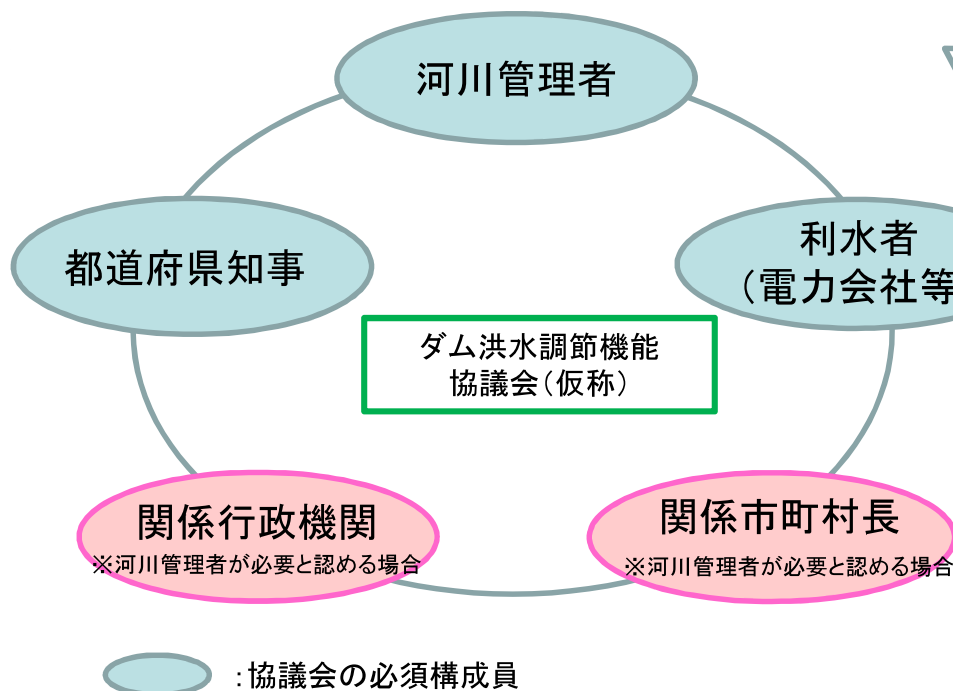
利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設

- ダムによる洪水調節は従来より有効な治水対策であるが、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 電力会社等の事業者が設置・管理する利水ダムで実施されている事前放流の取組を継続的なものとするため、関係者による協議の場について、法的枠組が必要。

【改正概要】

河川管理者、利水者（電力会社等）、流域自治体等で構成される「**ダム洪水調節機能協議会**」（仮称）制度を創設

【ダム洪水調節機能協議会（仮称）のイメージ】



（協議会設置）

- 一級河川：設置必須
- 二級河川：設置任意

（構成員）

- ・河川管理者
- ・利水者（電力会社等）
- ・関係都道府県知事
- ・関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・河川管理者と利水者等による治水協定の締結
- ・ソフト・ハード一体となった利水ダムの洪水調節機能強化に向けた取組の工程表の作成

構成員は協議に応じなければならない

構成員は協議結果を尊重